

公立大学法人山梨県立大学教職員再雇用規程

(平成22年4月1日制定 法人3213号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第24条第2項の規定に基づき教職員の再雇用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

第2条 再雇用教職員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内で定めるものとする。

2 再雇用教職員には、試用期間を設けない。

3 再雇用の任期は、本人の希望に基づき1年を超えない範囲内で更新する。

4 再雇用の任期又は更新された任期における上限年齢は65歳とし、任期の満了日は、再雇用教職員が65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(勤務時間等)

第3条 再雇用教職員の勤務時間等については、公立大学法人山梨県立大学教職員の勤務時間等に関する規程に準ずる。

(給与等)

第4条 再雇用教職員の給与は、理事長が別に定める。

2 再雇用教職員に対しては、退職手当は支給しない。

(その他の勤務条件)

第5条 この規程に定めるもののほか、再雇用教職員の服務その他の勤務条件は、教職員就業規則に準ずるものとする。

(委任)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間における再雇用の任期又は更新された任期における上限年齢については、第3条第2項中「65歳」とあるのは「64歳」とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。